

【 I 対象者とサービス利用の手続き 】

- 問1 事業対象者とは、要支援1・要支援2とは違うのか
- 問2 「基本チェックリストで判定することによって、迅速なサービス利用が可能」とあるが、現在要支援で、訪問型・通所型サービスのみしか利用しない人は、更新しなくてもよいのか。チェックリストのみ希望することが可能なのか。
- 問3 要支援1・2、事業対象者は誰が決めるのか。
- 問4 基本チェックリストはどこで実施するのか。
- 問5 基本チェックリストにより事業対象者となった方は、どこで分かるか。
- 問6 事業対象者の中に要支援1・2の区分はあるのか。
- 問7 事業対象者が、福祉用具を貸与するようになった場合はどのようなになるのか。
- 問8 介護保険証について、要支援・要介護の認定が出ている方については、保険証に要支援～、要介護～、と記載はあるのか。

【 I 対象者とサービス利用の手続き 】

問1 事業対象者とは、要支援1・要支援2とは違うのか。

事業対象者とは、基本チェックリストにより判定し該当になった方で、訪問型サービス、通所型サービスを利用することができます。

要支援1・要支援2は、これまでどおり、要介護（要支援）認定申請をして、認定調査、介護認定審査会を経て決定された方で、訪問型サービス、通所型サービスのほか、訪問看護、福祉用具等のサービスを利用することができます。

このため、希望するサービスと身体の状態に応じて、基本チェックリストを実施するか、認定申請を行っていただくかを判断していくことになります。

問2 「基本チェックリストで判定することによって、迅速なサービス利用が可能」とあるが、現在要支援で、訪問型・通所型サービスのみしか利用しない人は、更新しなくてもよいのか。チェックリストのみ希望することが可能なのか。

現在要支援で、訪問型・通所型サービスのみしか利用しない人は、要介護認定等申請更新をせず、基本チェックリストの実施で事業対象者となれば、引き続きサービス利用が可能です。ただし、第2号被保険者については、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

問3 要支援1・2、事業対象者は誰が決めるのか。

要支援認定については、認定申請を行い、認定調査、介護認定審査会を経て決定されます。

事業対象者については、介護保険課、地域包括支援センターの窓口において、基本チェックリストを実施し、判定します。

問4 基本チェックリストはどこで実施するのか。

新規の方は、地域包括支援センターや介護保険課の窓口に来所した際に、また、電話相談の方については、後日窓口への来所又は訪問という形をとって実施します。

現在、要支援認定を持っており、通所型サービス・訪問型サービスのみを利用する方については、認定更新の前に、ケアマネジャーの方に、基本チェックリストを実施していただき、地域包括支援センターに持参していただくこととなります。

問5 基本チェックリストにより事業対象者となった方は、どこで分かるか。

基本チェックリスト実施後、介護保険課が結果通知を郵送します。

その後、事業対象者が地域包括支援センターに連絡し、居宅サービス計画作成依頼届出書が介護保険課に提出されると、介護保険課から「事業対象者」と印字された介護保険被保険者証を郵送します。

問6 事業対象者の中に要支援1・2の区分はあるのか。

事業対象者の中に、要支援1・2に相当する区分はありません。

問7 事業対象者が、福祉用具を貸与するようになった場合はどのようなになるのか。

介護予防福祉用具貸与を利用する場合は、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

問8 介護保険証について、要支援・要介護の認定が出ている方については、保険証に要支援～、要介護～、と記載はあるのか。

記載されています。